

福岡市健康づくりサポートセンター指定管理者選定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市健康づくりサポートセンターにかかる指定管理者の候補者の選定及び指定管理者による管理運営状況の評価を適正かつ公正に実施するため、福岡市健康づくりサポートセンター指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は保健医療局総務企画部保健医療政策課において行う。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 指定管理者の候補者の選定に関する事項

- ア 指定管理者の募集要項に関すること。
- イ 指定管理者の候補者の選定に係る審査基準に関すること。
- ウ 指定管理者の候補者の審査及び選定に関すること。
- エ 指定管理者の指定取り消しに関すること。
- オ その他指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定取り消しに関し必要なこと。

(2) 指定管理者による管理運営状況の評価に関する事項

- ア 評価基準及び評価方法に関すること。
- イ 管理運営等状況の評価に関すること。
- ウ 管理及び評価に関する助言等に関すること。
- エ その他評価に関し必要なこと。

(委員定数)

第4条 委員会の委員定数は5名以内とする。

(委員)

第5条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から選任する。

(1) 学識経験者

(2) 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士のいずれかの資格を有する者

(3) 自治協議会、町内会、その他地域住民による保健衛生関係団体の役員

(4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、5年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

4 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選とし、会議を総理する。

3 副委員長は委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、専門的事項に関し知識ある者等の出席を求めることができる。

(会議)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、これを公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると決した場合には、この限りではない。

2 委員会は、事業者の選定過程における公平性、透明性を確保するため、審議の議事録を作成するものとする。

3 委員会における指定管理者の候補者の選定に係る審査の経過及び結果は、候補者を選定した後に公表する。

(陳情)

第10条 委員会に陳情しようとする者は、その趣旨並びに陳情者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した文書（以下「陳情書」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により陳情書を受理したときは、委員会は、その旨を陳情者に通知することができる。

3 委員会に陳情者を提出した者は、別に定めるところにより委員会が許可したときは、委員会が定めた時間内において、陳情に関して陳述することができる。

4 受理した陳情書について、委員会は、受理した陳情書及び前項の陳述を会議の参考資料とすることができる。

(委員等の責務)

第11条 委員、事務局員、その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、福岡市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。